

○特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定等

平成24年4月1日
土浦市告示第86号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音についての規制基準を次の2のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

1 市内全域

2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考

1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。

(1)第1種区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域として定められた区域

(2)第2種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域

(3)第3種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに同法による用途地域の指定のない区域

(4)第4種区域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域として定められた区域

- 2 第4種区域のうち工業専用地域についての規制基準は、工業専用地域から他の地域に排出される場合にのみ適用されるものとする。
- 3 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地周囲50メートルの区域内における規制基準は、各欄に定める値から5デシベル減じた値とする。
 - (1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - (3)医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4)図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5)老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

付則 （平成28年3月30日土浦市告示第48号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。